

○宇部市農地等災害復旧事業等補助金交付要綱

平成 18 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇部市農地等災害復旧事業等補助金交付規則（昭和 40 年宇部市規則第 19 号。以下「規則」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(調査申請)

第 2 条 規則第五条に規定する調査申請書は、災害調査申請書（別記様式第 1 号）とする。

(交付申請)

第 3 条 規則第六条に規定する申請書は、小額災害復旧事業補助金交付申請書（別記様式第 2 号）とし、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 災害現場の位置図（縮尺 1 万分の 1 程度）
- 二 施工計画図
- 三 災害復旧工事費の見積書の写し
- 四 復旧工事着工前の写真
- 五 請書の写し
- 六 収支予算書（別記様式第 3 号）
- 七 前各号に掲げるほか市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第 4 条 市長は、規則第七条の規定により補助金を交付することを決定したときは、交付決定通知書（別記様式第 4 号）を申請者に通知するものとする。

(工事の着手届及び完了届)

第 5 条 規則第八条に規定する届出書は着手届（別記様式第 5 号）及び完了届（別記様式第 6 号）とする。

(補助金の請求)

第 6 条 規則第九条の規定により請求をしようとする者は、小額災害復旧事業実績報告書（別記様式第 7 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 収支精算書（別記様式第 8 号）
- 二 引取証の写し
- 三 工事完成検査調書（別記様式第 9 号）
- 四 完成後の写真
- 五 前各号に掲げるほか市長が必要と認める書類

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。